

# 広告を掲載しませんか

市では、ホームページ、広報紙、市内循環バスを媒体とした有料広告事業を行っています。令和3年度の各媒体への広告主を次の通り募集します。

## 市ホームページ



市ホームページに表示するバナー広告です。同一年度内に3回以上掲載する場合、3回に付き1回分の掲載料金が半額になる割引制度があります。  
 掲載期間…4月～翌年3月(1カ月単位)  
 掲載料金(月額)…1枠1万円  
 枠数と掲載場所…計10枠。オープニングページ下段とくらし・行政トップページ下段  
 広告の規格…縦60ピクセル×横150ピクセル。容量は10キロバイトまで  
 ※アニメーションや分割での表示は不可。  
 申込期限…3月19日(金)まで

### 掲載位置

市ホームページ「オープニングページ」  
 (<https://www.city.sosa.lg.jp>) の下部



## 市内循環バス



市内循環バスの車内に掲載する貼り付け・吊り下げ型などの広告です。  
 掲載期間…4月～翌年3月(1カ月単位)  
 掲載料金(月額)…額面広告：3000円、窓面吊下広告：2500円、天井R面広告：2000円、配布型広告：1000円  
 広告の規格・枠数…規格と枠数は下表の通り  
 申込期限…掲載開始希望月の前月10日

種類	規格	枠数
額面広告	B3横	2
窓面吊下広告	A3横	3
天井R面広告	B3横	5
配布型広告	A4縦 (1束100枚)	2

※いずれもバス1台当たりの枠数です。広告製作費用は、広告主の負担になります。



窓面吊下広告

額面広告(上)と配布型広告

## 広報紙



広報そうさの裏表紙と情報ページに掲載する広告で、令和3年度から情報ページの広告枠数を増やしました。  
 またホームページと同様、同一年度内に3回以上掲載する場合、3回に付き1回分の掲載料金が半額になる割引制度があります。  
 掲載期間…5月～翌年4月(1カ月単位)  
 掲載料金(月額)…多色(裏表紙)：1万5000円～、1色(情報ページ)：1万円～  
 広告の規格・枠数…規格と枠数は下表の通り  
 申込期限…3月19日(金)まで

種類	規格
1号広告	縦4.5cm×横8.5cm
2号広告	縦4.5cm×横17cm

掲載ページ	枠数
【1色刷り】 20、21ページ	1号広告4枠／2号広告2枠
【1色刷り】 22、23ページ	1号広告4枠／2号広告2枠
【多色刷り】 24ページ(裏表紙)	1号広告2枠／2号広告1枠

※掲載ページは24ページ組みの場合。申し込みは各掲載号1枠。なお、今回の募集は1号広告のものに限る。

## 申し込み・問い合わせ

所定の申込書に必要書類を添えて、お申し込みください。

なお、掲載できない業種や表現内容があります。詳細は、各担当課までお問い合わせください。

### ●ホームページ・広報紙

秘書課広報広聴班 ☎73-0080

### ●市内循環バス

環境生活課市民協働班 ☎73-0088

3月は

**自殺対策強化月間**

# 一人で悩んでいませんか つらいときは相談してください

日本では毎年2万人以上の方が自殺によって亡くなっています。「周りの誰にも言えない」「どうしたらいいかわからない」などの悩みや、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染の心配や先の見えない不安、生きづらさを感じることは誰にでも起こりえることです。

自殺は、誰もが“出会う可能性”があります。いつもと違うと感じたら、まずは相談してください。

## ◆千葉県のち支えるSNS相談

県では、不安な気持ちを抱えた人に寄り添えるよう、コミュニケーションアプリ「LINE」での相談を実施しています。

実施期間…3月31日(水)まで

受付日時…毎週水・土・日曜日の18時～21時30分

☎福祉課障害福祉班 ☎73-0096

## ■うつ病の自己チェック

次のうち2項目以上当てはまり、生活に支障が出ている場合はうつの可能性を考えてみてください。

- 毎日の生活に充実感がない。
- これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった。
- 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる。
- 自分が役に立つ人間だと思えない。
- 訳もなく疲れたように感じる。



公式アカウント「いのち支えるSNS@ちば」を“友達に追加”し、相談してください。

## 電話での主な相談先

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
心の悩みなど	千葉いのちの電話	043-227-3900	365日24時間毎日
	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。対応時間などは各都道府県によって異なります。
生活・健康の悩みなど	市役所福祉課	0479-73-0096	土・日曜日、祝日除く9時～16時
	市役所健康管理課	0479-73-1200	
高齢者の悩みなど	匝瑳市地域包括支援センター	0479-73-0033	

## 受給には申請が必要です

### 障がい者(児)の各種手当

市では、精神または身体に障がいがある人を対象に、次の各種手当を支給しています。手当を受けるには、障がいの程度の審査や所得制限がありますので、手続き方法などはお問い合わせください。



#### 特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に手当を支給します。

#### 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に手当を支給します。

#### 重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次に該当する20歳以上の障がい者、もしくはその人を介護する同居の家族の1人に手当を支給します。

在宅の重度知的障がい者：療育

手帳に記載された障がい程度が「A」の1「A」の2「A」の1「A」の2のいずれかである人。または、障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人

65歳未満で在宅の寝たきり身体障がい者：身体障害者手帳を所有し、居宅で6カ月以上常に寝たきりで、入浴、食事、排便など日常生活のほとんどに介護を要する人

※重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当は、特別障害者手当の受給者や介護保険法による保険給付(年度通算7日以内の短期入所利用を除く)を受けた人またはその人を介護する同居の家族は対象外。

111  
096、野栄総合支所 ☎67-3  
申問福祉課障害福祉班 ☎73-0